

◎十七条憲法

① 一曰、以和為貴、無忤為宗。人皆有党。亦少達者。是以、或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦、諧於論事、則事理自通。何事不成。

(一に曰はく、和を以て貴とし、忤無きを宗とせよ。人皆党有り。亦達者少し。是を以て、或いは君父に順せず。乍隣里に違ふ。然れども、上和し下睦し、事を論ずるに諧せば、則ち事理自通す。何事が成らざらむ。)

一曰、以レ和為レ貴、無レ忤為レ宗。人皆有レ党。亦少レ達者一。是以、或不レ順二君父一。乍違二于隣里一。然上和下睦、諧二於論一レ事、則事理自通。何事不レ成。

(一に曰はく、和ぐを以て貴しとし、忤ふること無きを宗とせよ。人皆党有り。亦達る者少し。是を以て、或いは君父に順はず。乍隣里に違ふ。然れども、上和ぎ下睦びて、事を論ふに諧ふときは、事理自づからに通ふ。何事が成らざらむ。)

② 二曰、篤敬三宝。三宝者仏法僧也。則四生之終帰、万国之極宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不帰三宝、何以直枉。

(二に曰はく、三宝を篤敬せよ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何の世何の人か、是の法を貴せずあらむ。人、尤悪しは鮮し。能く教せば之に従す。其れ三宝に帰せずば、何を以て枉を直さむ)

二曰、篤敬二三宝一。三宝者仏法僧也。則四生之終帰、万国之極宗。何世何人、非レ貴一是法一。人鮮二尤惡一。能教從之。其不レ帰二三宝一、何以直レ枉。

(二に曰はく、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何の世、何の人か、是の法を貴びずあらむ。人、尤悪しきもの鮮し。能く教ふるをもて従ふ。其れ三宝に帰りまつらずは、何を以てか枉れるを直さむ。)

③ 三曰、承諾必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行、万氣得通。地欲覆天、則致壞耳。是以、君言臣承。上行下靡。故承諾必慎。不謹自敗。

(三に曰はく、詔を承せば必ず謹ぜよ。君をば天とす。臣をば地とす。天覆地載として、四時順行し、万氣通じるを得。地、天を覆せむと欲せば、則ち壞に致るのみ。是を以て、君の言を臣承す。上行せば下靡す。故、詔を承せば必ず慎せよ。謹せずは自づから敗さむ。)

三曰、承レ詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行、万氣得レ通。地欲レ覆レ天、則致レ壞耳。是以、君言臣承。上行下靡。故承レ詔必慎。不レ謹自敗。

(三に曰はく、詔を承りては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。天は覆ひ地は載す。四時順ひ行ひて、

万氣通ふこと得。地、天を覆はむとするときは、壞るることを致さむ。是を以て、君言たまふことをば臣承る。

上行ふときは下靡く。故、詔を承りては必ず慎め。謹まらずは自づからに敗れなむ。〆

④四曰、群卿百寮、以礼為本。其治民之本、要在乎礼。上不礼、而下非齊。下無礼、以必有罪。是以、群臣有礼、位次不乱。百姓有礼、国家自治。

(四に曰はく、群卿百寮、礼を以て本とせよ。其れ治民の本、要は礼に在り。上礼せずは、下齊すに非ず。下礼無きは、必ず罪有り。是を以て、群臣礼有らば、位次乱せず。百姓礼有らば、国家自治す。)

四曰、群卿百寮、以礼為本。其治民之本、要在乎礼。上不礼、而下非齊。下無礼、以必有罪。是以、群臣有礼、位次不乱。百姓有礼、国家自治。

(四に曰はく、群卿百寮、礼を以て本とせよ。其れ民を治むるが本、要ず礼に在り。上礼なきときは、下齊らず。下礼無きときは、必ず罪有り。是を以て、群臣礼有るときは、位の次乱れず。百姓礼有るときは、

国家自づからに治る。) 4

⑤五曰、絶鬻棄欲、明弁訴訟。其百姓之訟、一日千事。一日尚爾、況乎累歲。頃治訟者、得利為常、見賄聽讞。便有財之訟、如石投水。乏者之訴、似水投石。是以貧民、則不知所由。臣道亦於焉闕。

(五に曰はく、鬻を絶し欲を棄して、明して訴訟を弁ぜよ。其れ百姓の訟、一日千事。一日尚爾るを、況や歳を累せばや。頃訟の治者、利を得て常とし、賄を見ては讞を聴く。便ち有財の訟は、石を水に投ずるが如し。乏者の訴は、水を石に投ずるに似たり。是を以て貧民は、則ち所由を知らず。臣道亦焉に闕す。)

五曰、絶鬻棄欲、明弁訴訟。其百姓之訟、一日千事。一日尚爾、況乎累歲。頃治訟者、得利為常、見賄聽讞。便有財之訟、如石投水。乏者之訴、似水投石。是以貧民、則不知所由。臣道亦於焉闕。

(五に曰はく、鬻を絶ち欲することを棄てて、明に訴訟を弁めよ。其れ百姓の訟、一日に千事あり。一日すらも尚爾るを、況や歳を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得て常とし、賄を見ては讞すを

聴く。便ち財有るものが訟は、石をもて水に投ぐるが如し。乏しき者の訴は、水をもて石に投ぐるに似たり。

是を以て貧しき民は、所由を知らず。臣の道亦焉に闕けぬ。)

⑥六曰、懲惡勸善、古之良典。是以无匿人善、見惡必匡。其諂詐者、則為覆国家之利器、為絶人民之鋒劍。亦佞媚者、对上則好説下過、逢下則誹謗上失。其如此人、皆无忠於君、无仁於民。是大乱之本也。

(六に曰はく、懲惡勸善は、古の良典なり。是を以て人の善を匿す無く、惡を見ては必ず匡せ。其れ諂詐の者は、則ち国家を覆す利器にして、人民を絶つ鋒劍なり。亦佞媚の者は、上に対ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては上の失を誹謗す。其れ如此の人、皆君に忠無く、民に仁無し。是大乱の本なり。)

六曰、懲^レ惡勸^レ善、古之良典。是以无^レ匿^二人善^一、見^レ惡必匡。其諂詐者、則為^下覆^二國家^一之利器^上、為^下絕^二人民^一之鋒劍^上。亦佞媚者、對^レ上則好說^二下過^一、逢^レ下則誹^二謗上失^一。其如此人、皆无^レ忠^二於君^一、无^レ仁^二於民^一。是大乱之本也。

(六に曰はく、惡を懲し善を勸むるは、古の良き典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匡せ。其れ諂ひ詐く者は、國家を覆す利き器なり、人民を絶つ鋒き劍なり。亦佞み媚ぶる者、上に対ひては好みて下の過を説き、下に逢ひては上の失を誹謗する。其れ如此の人、皆君に忠無く、民に仁無し。是大きな乱の本なり。)。

⑦七曰、人各有任。掌宜不^レ濫。其賢哲任官、頌音則起。奸者有官、禍乱則繁。世少生知。剋念作聖。事無大小、得人必治。時無急緩。遇賢自寬。因此國家永久、社稷勿危。故古聖王、為官以求人、為人不求官。

(七に曰はく、人各任有り。掌濫せざるべし。其れ賢哲を任官せば、頌音則ち起る。奸者官に有らば、禍乱則ち繁す。世に生知少し、剋念して聖と作る。事に大小無く、人を得て必ず治せむ。時の急緩無し。賢に遇して自づから寛せむ。此に因りて國家永久にして、社稷危勿し。故、古の聖王、官の為に人を求めて、人の為に官を求めず。)

七曰、人各有^レ任。掌宜不^レ濫。其賢哲任^レ官、頌音則起。奸者有^レ官、禍乱則繁。世少^二生知^一。剋念作^レ聖。事無^二大小^一、得^レ人必治。時無^二急緩^一。遇^レ賢自寬。因^レ此國家永久、社稷勿^レ危。故古聖王、為^レ官以求^レ人、為^レ人不^レ求^レ官。

(七に曰はく、人各任有り。掌ること濫れざるべし。其れ賢哲官に任すときは、頌むる音則ち起る。奸しき者官を有つときは、禍乱則ち繁し。世に生れながら知る人少し、剋く念ひて聖と作る。事に大きなり少き無く、人を得て必ず治らむ。時に急き緩きこと無し。賢に遇ひて自づからに寛なり。此に因りて國家永久にして、社稷危からず。故、古の聖王、官の為に人を求めて、人の為に官を求めず。)

⑧八曰、群卿百寮、早朝晏退。公事靡^レ盥。終日難^レ尽。是以、遲朝不^レ逮^二于急^一。早退必事不^レ尽。

(八に曰はく、群卿百寮、早朝して晏退せよ。公事靡盥なり。終日に尽し難し。是を以て、遲朝せば急に逮せず。早退せば必ず事尽きず。)

八曰、群卿百寮、早朝晏退。公事靡^レ盥。終日難^レ尽。是以、遲朝不^レ逮^二于急^一。早退必事不^レ尽。

(八に曰はく、群卿百寮、早く朝りて晏く退でよ。公事盥靡し。終日に尽し難し。是を以て、遅く朝るときは急きに逮ばず。早く退づるときは必ず事尽きず。)

⑨九曰、信是義本。每事有信。其善惡成敗、要在于信。群臣共信、何事不成。群臣无信、万事悉敗。
(九に曰はく、信は是義の本なり。事毎に信有るべし。其れ善惡成敗、要に信に在り。群臣共に信あらば、何事か成らざらむ。群臣信无くは、万事悉く敗す。)

九曰、信是義本。每^レ事有^レ信。其善惡成敗、要在^二于信^一。群臣共信、何事不^レ成。群臣无^レ信、万事悉敗。
(九に曰はく、信は是義の本なり。事毎に信有るべし。其れ善惡成敗、要^二ず信に在り。群臣共に信あらば、何事か成らざらむ。群臣信无くは、万の事悉に敗れむ。)

⑩十曰、絶忿棄瞋、不怒人違。人皆有^レ心。心各有^レ執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可^レ定。相共賢愚、如^二鑿无^レ端^一。是以、彼人雖瞋、還恐我失。我独雖得、從衆同^レ舉。
(十に曰はく、忿を絶し瞋を棄し、人の違^二すことを怒らざれ。人皆心有^レり。心各執有^レり。彼是ならば則ち我は非なり。我是ならば則ち彼は非なり。我必ず聖に非ず。彼必ず愚に非ず。共に是凡夫のみ。是非の理、詎か能く定むべけむ。相共に賢愚なること、鑿の端无きが如し。是を以て、彼人瞋と雖も、還じて我が失を恐れよ。我独り得と雖も、衆に從して同^レ舉せよ。)

十曰、絶^レ忿棄^レ瞋、不^レ怒^二人違^一。人皆有^レ心。心各有^レ執。彼是則我非。我是則彼非。我必非^レ聖。彼必非^レ愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可^レ定。相共賢愚、如^二鑿无^レ端^一。是以、彼人雖^レ瞋、還恐^二我失^一。我独雖^レ得、從^レ衆同^レ舉。

(十に曰はく、忿を絶ち瞋を棄てて、人の違ふことを怒らざれ。人皆心有^レり。心各執れること有り。彼是すれば我は非ず。我是すれば彼は非ず。我必ず聖に非ず。彼必ず愚に非ず。共に是凡夫ならくのみ。是非^二非^レき理^一、詎か能く定むべけむ。相共に賢く愚なること、鑿の端无きが如し。是を以て、彼人瞋ると雖も、還りて我が失を恐れよ。我独り得たりと雖も、衆に從ひて同じく^レ舉ぐ。)

⑪十一曰、明察功過、賞罰必当。日者賞不在^レ功。罰不在^レ罪。執事群卿、宜明賞罰。

(十一に曰はく、功過を明察し、賞罰を必ず当てよ。日者、賞は功に在せず。罰は罪に在せず。執事の群卿、宜く賞罰を明すべし。)

十一曰、明察^二功過^一、賞罰必当。日者賞不^レ在^レ功。罰不^レ在^レ罪。執^レ事群卿、宜^レ明^二賞罰^一。

(十一に曰はく、功過を明に察て、賞し罰ふること必ず当てよ。日者、賞は功に在きてせず。罰は罪に在きてせず。事を執れる群卿、賞し罰ふることを明むべし。)

⑫十二日、国司国造、勿斂百姓。国非二君。民無二主。率土兆民、以王為主。所任官司、皆是王臣。何敢与公、賦斂百姓。

(十二に曰はく、国司・国造、百姓に斂すこと勿れ。国に二君非ず。民に二主無し。率土の兆民、王を以て主とす。所任の官司、皆是王臣なり。何ぞ敢へて公と、百姓に賦斂せむと。)

十二日、国司国造、勿斂百姓。国非二君。民無二主。率土兆民、以王為主。所任官司、皆是王臣。何敢与公、賦斂百姓。

(十二に曰はく、国司・国造・百姓に斂らざれ。国に二の君非ず。民に二の主無し。率土の兆民は、王を以て主とす。所任る官司は、皆是王の臣なり。何にぞ敢へて公と、百姓に賦斂らむ。)

⑬十三日、諸任官者、同知職掌。或病或使、有闕於事。然得知之日、和如曾識。其以非与聞、勿防公務。

(十三に曰はく、諸任官の者は、同じく職掌を知れ。或いは病にして或いは使として、事を闕す有り。然れども知を得る日には、和すること曾識の如くにせよ。其れ与聞に非ざるを以て、公務を妨げること勿れ。)

十三日、諸任官者、同知職掌。或病或使、有闕於事。然得知之日、和如曾識。其以非与聞、勿防公務。

(十三に曰はく、諸の官に任せる者、同じく職掌を知れ。或いは病し或いは使として、事を闕ること有り。然れども知ること得る日には、和ふこと曾より識れる如くにせよ。其れ与聞かずといふを以て、公の務をな妨げそ。)

⑭十四日、群臣百寮、無有嫉妬。我既嫉人、人亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以、智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以、五百之乃今遇賢。千載以難待一聖。其不得賢聖。何以治国。

(十四に曰はく、群臣百寮、嫉妬有ること無れ。我既に人を嫉せば、人亦我を嫉す。嫉妬の患、其の極を知らず。所以に、智己に勝せば則ち悦せず。才己に優せば則ち嫉妬す。是を以て、五百の乃今賢に遇す。千載以て一聖を待すこと難し。其れ賢聖を得ずは、何を以てか治国せむ。)

十四日、群臣百寮、無有嫉妬。我既嫉人、人亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以、智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以、五百之乃今遇賢。千載以難待一聖。其不得賢聖。何以治国。

(十四に曰はく、群臣百寮、嫉み妬むこと有ること無れ。我既に人を嫉むときは、人亦我を嫉む。嫉み妬

む患、其の極を知らず。所以に、智己に勝るときは悦びず。才己に優るときは嫉妬む。是を以て、五百にし

て乃今賢に遇ふ。千載にして一の聖を待つこと難し。其れ賢聖を得ずは、何を以てか国を治めむ。)

⑮十五日、背私向公、是臣之道矣。凡人有私必有恨。有憾必非同。非同則以私妨公。憾起則違制害法。故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

(十五に曰はく、私に背きて公に向くは、是臣が道なり。凡人私有れば、必ず恨有り。憾有れば必ず同じに非ず。同じに非ざれば則ち私を以て公を妨す。憾起せば則ち制を違し法を害す。故、初章に云ふ、上下和諧、其れ亦是の情なるかな。)

十五日、背_レ私向_レ公、是臣之道矣。凡人有_レ私必有_レ恨。有_レ憾必非_レ同。非_レ同則以_レ私妨_レ公。憾起則違_レ制害_レ法。故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

(十五に曰はく、私に背きて公に向くは、是臣が道なり。凡て人私有るときは、必ず恨有り。憾有るときは必ず同ならず。同らざるときは私を以て公を妨ぐ。憾起るときは制に違ひ法を害る。故、初の章に云へらく、上

下和ひ諧れ、といへるは、其れ亦是の情なるかな。) 15

⑯十六日、使民以時、古之良典。故冬月有間、以可使民。従春至秋、農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。

(十六に曰はく、民を使すに時を以てするは、古の良典なり。故、冬月に間有らば、以て民を使すべし。春より秋に至りては、農桑の節なり。民を使すべからず。其れ農せずは何をか食せむ。桑せずは何をか服せむ。)

十六日、使_レ民以_レ時、古之良典。故冬月有_レ間、以_レ可_レ使_レ民。従_レ春至_レ秋、農桑之節。不_レ可_レ使_レ民。其不_レ農何食。不_レ桑何服。

(十六に曰はく、民おほみを使ふに時を以てするは、古の良き典なり。故、冬の月に間いとま有らば、以て民を使ふべし。

春より秋に至るまでに、農桑の節なり。民を使ふべからず。其れ農せずは何をか食はむ。桑せずは何をか服

せむ。) 16

⑰十七日、夫事不可独断。必与衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯逮論大事、若疑有失。故与衆相弁、辞則得理。(十七に曰はく、夫れ事は独断すべからず。必ず衆と論ずべし。少事は是輕なり。必ずしも衆とすべからず。唯し大事を論ずに逮せば、若しは失有るを疑す。故、衆と相弁するときは、辞則ち理を得る。)

十七日、夫事不_レ可_二独断_一。必与_レ衆宜論。少事是輕。不_レ可_二必衆_一。唯逮_レ論_二大事_一、若疑_レ有_レ失。故与_レ衆相弁、辞則得_レ理。

(十七に曰はく、夫れ事独り断むべからず。必ず衆と論ふべし。少き事は是輕し。必ずしも衆とすべからず。唯大きな事を論ふに逮びては、若しは失有ることを疑ふ。故、衆と相弁ふるときは、辞則ち理を得。)

- 1 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』（四）（岩波文庫、一九九五年）九六頁。
- 2 同右、九六～九八頁。
- 3 同右、九八頁。
- 4 同右、九八頁。
- 5 同右、九八頁。
- 6 同右、九八～一〇〇頁。
- 7 同右、一〇〇頁。
- 8 同右、一〇〇頁。
- 9 同右、一〇〇頁。
- 10 同右、一〇〇～一〇二頁。
- 11 同右、一〇二頁。
- 12 同右、一〇二頁。
- 13 同右、一〇二頁。
- 14 同右、一〇二～一〇四頁。
- 15 同右、一〇四頁。
- 16 同右、一〇四頁。
- 17 同右、一〇四頁。